

保保発 0408 第 1 号
保国発 0408 第 1 号
保高発 0408 第 1 号
保連発 0408 第 2 号
令和 2 年 4 月 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）

御中

厚生労働省保険局

保 険 課 長
（ 公 印 省 略 ）
国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）
医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言（別添 1）を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされたところです。

当該緊急事態宣言を踏まえ、対象地域における特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので適切な対応及び貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和 2 年 3 月 31 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡している

とおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

記

- 1 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。

ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。

- 2 1 以外の特定健康診査等について、その実施の必要性の検討に当たっては、事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添 2）を踏まえ、十分に留意すること。

- 3 保険者は、加入者に対し、1 に該当する特定健康診査等を実施しない旨周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。

- 4 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等以外の保健事業及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは行わないこととし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法について再検討した上で、その内容に応じて実施の可否について判断すること。

なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上